

【記載例 7】※契約書に以下の事項が明記されていない場合は覚書等により明確にしてください。

自家用電気工作物の保安に関する覚書

〇〇（事業場名）の自家用電気工作物の保安管理に関し、平成〇年〇月〇日付けで締結した委託契約（以下、原契約という。）において、〇〇株式会社（以下、甲という。）及び□□株式会社（以下、乙という。）は自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関して次の事項を約するものとする。

1. 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、
電気主任技術者として選任する者（乙の従業員）の意見を尊重すること。
2. 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者（乙の従業員）がその保安のためにする指示に従うこと。
3. 電気主任技術者として選任する者（乙の従業員）は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うこと。
4. 乙は、原契約及び本覚書に基づき、甲の自家用電気工作物が電気事業法第39条第1項で規定される技術基準に適合するよう維持する。また、技術基準に適合しない場合には、技術基準に適合するよう当該電気工作物を修理し、又は使用の制限あるいは停止の措置を行うものとする。この場合、乙は速やかに甲に報告するものとする。

主任技術者の責任
及び甲乙の遵守事
項の明記
(通達「主任技術者
制度の解釈及び運
用(内規)」の1.
(1)①イロハ)

技術基準維持義務の
明記
(通達「主任技術者制
度の解釈及び運用(内
規)」の1.(2))

〇年〇月〇日

みなし設置者は1～4の事項、派遣労働者
又は設備管理会社の職員を選任する場合は
1～3の事項について締結すること

甲 〇〇県△△市□□町大字小字
〇〇株式会社
代表取締役 経済 太郎 印

乙 △△県□□市〇〇町123番地4
□□株式会社
社長 電力 三郎 印